# 近畿税理士会天王寺支部 勉強会

# なぜ家族信託を使うのか ~事例で検討する具体的手法~

開催日 令和元年12月18日(水)

場 所 たかつガーデン

講師 税理士 白井 一馬 先生

近畿税理士会 天王寺支部

#### なぜ家族信託を使うのか ~事例で検討する具体的事例~

税理士 白井一馬

- 第1 信託でなにができるのか
- 第2 課税関係を理解してしまおう
- 第3 信託の成立原因
- 第4 信託の発想を活かして実務の処理を実行する
- 第5 実務の問題を検討する

# 第1 信託でなこができるのか

【契約でできることは信託でも実行できる】

母が認知症なのだが成年後見制度は利用しがたいと聞く

最近、信託が話題になっており関与先の社長も関心があるようだ

私の遺産は浪費家の長男がすぐに売却して浪費してしまうだろう

自社株を遺言で三男に相続させたいが長男は納得しておらず揉めそうだ

息子は懲役中で遺産はしっかり者の孫に承継したい

土地を同族会社に売却したいが流通税がバカにならない

金融機関が信託を使った事業承継を提案してきた

- 1 他の制度との比較で理解
- 2 信託を使わずに信託を実行する

結論 …… 信託を利用するだけでなく、

…… 信託から得た発想で従来手法をつかうことも考えます。

民法上の契約 信託で できる こと

- …… 民法の契約でできることのほとんどは信託でも実行できます。
- …… それに加えて信託のメリットを活かすことができます。

自社株を息子に遺言で相続させる。

(民法)

自社株を息子に信託で相続させる。

(信託) 自動的に名義が変わる

撤回できない信託で自社株を相続させる。

(信託) 民法では不可能

土地を息子に贈与したい。

(民法)

土地を信託して受益権を息子に贈与する。

(信託) 資産の切分けが可能

土地を同族会社に売却したい。

(民法)

土地を信託して受益権を同族会社に売却する。

(信託) 流通税の節約

本社ビルを投資家1万人に売却したい。

(信託) 小口にしての商品化

結論 …… 信託は財産管理に関する基本的な法律です。

法制度としての発祥はイギリス

アメリカにおけるプロベイド手続き

…… 契約よりも古い歴史を持つのが信託です。

…… 所有権の概念が生じた時から信託は存在するはずです。

…… 民法は常識や社会の慣習を法律にしたものです。

…… 信託にも歴史があります。

…… 13世紀のイギリスで発生しました。

…… 教会に土地を寄進しますが、名義は第三者に移転しました。

…… 元の所有者は封建的負担を逃れることができました。

…… 十字軍で出征する兵士(委託者)は、土地を友人(受託者)に譲渡しました。

…… 妻と子(受益者)の為に管理を託すためです。

…… 知人(受託者)の裏切りが発生します。

…… イギリスにはコモン・ロー裁判所とエクイティ裁判所(大法官)が存在します。

…… 米国での遺言には、遺産の公開と煩雑な手続を要するが、信託では不要です。

…… 戸籍制度があるのは日本・韓国・台湾のみです。

#### 【米国での相続手続のイメージ】

プロベイト手続が開始し、裁判所が相続手続を執行する管理人を任命します。管理人は、財産や相続人の調査や確定作業を行い、負債や費用を支払い、米国連邦遺産税等の申告等を済ませます。その後、裁判所から相続財産の分配の許可が出されて、相続人は米国財産を受け取ることができます。プロベイト手続では、財産は公示され、相続人は名乗り出るように催告されます。プロベイト手続には1年から3年程度の期間と、相当な費用負担がかかります。

結論 …… 財産を守る庶民の知恵として発生したのが信託です。

# 《2》信頼を基礎とする制度

【設問】節税を目的にしたアパート投資を提案したが空き室が増加して後悔している。

- …… 信託は、人間は必ずしも対等ではないという現実を基本としています。
- …… 納税者と税理士の関係も信任(信託)なのです。

受託者の責任 = 税理士の専門家責任

契約当事者 A 契約当事者 B

託す人

専門家 (圧倒的な知識量)

契約関係

不動産の売買契約

信託関係

税理士と関与先、弁護士と依頼者、医者と患者

法律上の責任

所得拡大税制 の失念 道義的な責任

無理な節税提案で 失敗 因果関係に関与した責任

結果が悪かったことによ 責任

- …… 申告のミスは許されません。
- …… さらに道義的責任や因果関係に関与した責任が問われるのが信託です。

結論 …… 信頼を基礎する信託は大昔から続く社会の基本です。

# 第2 課税関係を理解してしまおう

# 《1》信託という財産管理の仕組み

【設問】父は高齢で判断力に自信がなくなってきたので息子に収益物件を信託譲渡した。目的は収益物件の管理と賃料の母への分配である。父は自分の死後も信託を継続して欲しいと考えている。

委託者 …… もともとの財産の所有者。信託をする者。

受託者 …… 財産の管理処分など必要な行為をすべき義務を負う者。

受益者 …… 利益を受ける者。

…… 委託者と受託者の信託関係が基礎になるのが信託です。

…… 遺産分割が不要になります。

…… 受託者の経験や知識が活かせます。

…… 税法上は、受益者を財産の所有者とみなします。

(委託者=父) 元の所有者 (受託者=子) 民法上の所有者 (受益者=母) 税法上の所有者

収益物件

(管理·処分)

賃料を受取る権利・終了時に物件の引渡を受ける権利

#### (委託者の役割)

…… 委託者の希望を実現するのが信託です。

…… 信託の変更・終了の合意に参加する権利があります。

…… ただし一切の権利をなくすことも可能です。

…… 信託の目的は受益者の利益の実現なので委託者は不可欠の存在ではありません。

#### (受託者の役割)

…… 信託契約によって委託者の財産は受託者名義になります。

…… 受託者には大きな権限が与えられます。

…… 同時に信託法では善管注意義務など多様な義務が規定されています。

…… 対外的には財産の所有者となります。

…… 信託契約に定めることで信託報酬を受け取ることもできます。

…… 受託者の地位は相続しません。

…… 受託者がいなくなれば信託の終了事由になります。

#### (受益者の役割)

…… 信託契約で指定された者は当然に受益権を取得します(断ることも可能)。

…… 未成年者でも受益者になれます。

…… 受益権を譲渡することもできます。

…… 受益権は相続財産にもなります。

…… 父の死後も信託は終了しません。

…… 3名の合意または信託期間の終了で信託が終わります。

結論 …… 登場人物の役割を理解することが信託の理解のすべてです。

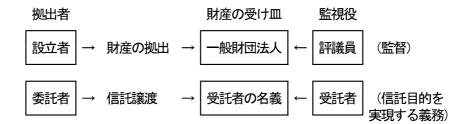
## 《2》信託は財団法人

【設問】私の資金を使って、奨学金財団を作りたい。私の死後も奨学金財団を継続したい。

私の資金を拠出して一般財団法人を作る。評議員には信頼できるA氏に就任してもらった。財団法人の目的は奨学金の管理を支給である。

私の資金を信託して、奨学金の管理と支給を任せよう。A氏に受託者を引き受けてもらった。

- …… 信託も財団法人も、財産の管理を他人に任せる制度です。
- …… 本人が直接財団管理に関与しなくても目的が達成されます。
- …… 本人の死後も目的が実現され続けます。
- …… 株式会社や一般社団法人にはそのような機能はありません。
- …… 創立者の意思が永久に実現され、創立者の意思に永久に拘束されます。



- …… 具体的には評議員が財産法人の理事を監視します。
- …… そのため、理事には定款変更と評議員の選解任権がありません(200条)。

# 一般社団法200条

一般財団法人は、その成立後、評議員会の決議によって、定款を変更することができる。ただし、第153条第1項第1号【目的】及び第8号【評議員の選任及び解任の方法】に掲げる事項に係る定款の定めについては、この限りでない。

結論 …… 財産を託す手法として信託と一般財団法人は同じです。

【設問】一般財団法人は理事3名、評議員3名、監事1名と、最低でも7名の役員がいないと設立できない。もっと少ない人数で財団法人ができないだろうか。

- …… 法人(一般社団法人・株式会社)を受託者にした信託を設定します。
- …… 一般社団法人であれば2名で設立できます。

結論 …… 信託と一般社団法人を組み合わせれば財団法人ができます。

#### 《3》信託税制の確認

(1) 信託の基本は自益信託

【設問】父は高齢で判断力に自信がなくなってきたので息子に収益物件を信託譲渡した。目的は収益物件の管理運用である。

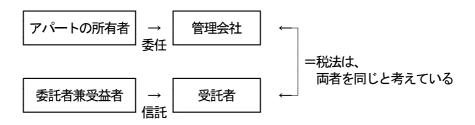
(委託者=父) 元の所有者 (受託者=子) 民法上の所有者 (受益者=父) 税法上の所有者 (課税なし)

収益物件

(管理·運用)

賃料を受取る権利・終了時に物件の引渡を受ける権利

- …… 法制上の所有者=税法上の所有者なので資産の贈与は認識しません。
- …… 不動産所得の納税義務者も今までどおりです。
- …… 所有権が移転するのに流通税がかかりません。
- …… 成年後見制度の代わりに利用する信託です。
- …… 受託者による大規模修繕も可能です。
- …… 受託者による物件の売却も可能ですが、実務上は課題があります(後述)。
- …… 税法は、資産を受託者に預けるのも、管理会社に任せるのも同じと考えています。



結論 …… 贈与税の負担なしに財産の名義を変更できます。

#### (2) 生前贈与に代わる他益信託

【設問】父は高齢で判断力に自信がなくなってきたので息子に収益物件を信託譲渡した。目的は収益物件の管理と賃料の母への分配である。

(委託者=父) 元の所有者 (受託者=子) 民法上の所有者 (受益者=母) 税法上の所有者 (贈与税)

収益物件

(管理 · 処分)

賃料を受取る権利・終了時に物件の引渡を受ける権利

…… 税法上の所有者(つまり受益者)に贈与税が課税されます。

【設問】妻に収益不動産を贈与したいが妻には不動産管理の経験がなく、認知症になったら振り込め詐欺も不安だ。管理は息子に任せたい。

結論 …… 他益信託は管理処分権限を留保したまま贈与できます。

【設問】妻に収益不動産を贈与したいが妻には不動産管理の経験がなく、認知症になったら振り込め詐欺も不安だ。不動産の管理は私が引き続き行いたい。

(委託者=夫) 元の所有者 (受託者=夫) 民法上の所有者 (受益者=妻) 税法上の所有者 (贈与税)

収益物件

(管理·処分)

賃料を受取る権 利・終了時に物 件の引渡を受け る権利

…… 委託者と受託者が同一人であれば自己信託です。

結論 …… 財産の名義を留保したまま財産を贈与できます。

(3) 委託者死亡後の財産の行方を決めておくのが遺言代用信託

#### 【通常の遺言】

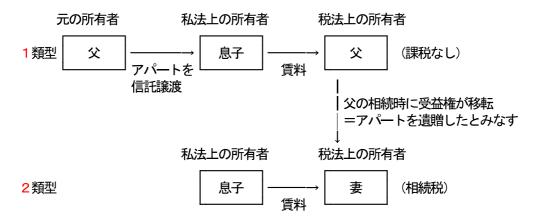
私が死亡したら収益物件は妻に相続させたいので遺言を作っておこう。

【信託】私は高齢で判断力に自信がなくなってきたので息子に収益物件を信託譲渡した。目的は収益物件の管理運用である。自分の死後も信託を継続してほしい。私の死後の受益者は妻を予定している。

- …… いずれも生前は所有者が賃料を受け取り、死後は妻が受取ることに変わりません。 …… 妻が相続するのは実際の所有権か受益権かの違いです。
- …… 当初は自益信託で、受益者が死亡すれば、妻が2次受益者になります。
- …… 税法上は収益物件を相続したのと同じ取り扱いです。
- …… 小規模宅地特例も使えます(措令40の2<sup>(20)</sup>)。

【設問】遺言代用信託を利用したい。不動産所得は誰が申告するのか。

…… 当初は父が不動産所得を申告しますが、相続後は妻に不動産所得が発生します。



…… 未成年の孫を受益者にすることもできます。

…… 生前に経営を任せる受託者を決めているので自分の死後も安心です。

結論 …… 遺言の前に遺言代用信託を検討してみるべきです。

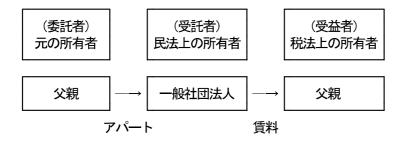
# 《4》信託終了時の課税関係

# 【設問】終了時の課税関係

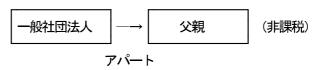
信託が終了して信託財産を受益者が受け取ったら課税関係は生じるのだろうか。また、受益者以外の者が受け取った場合は如何か。

#### 【信託の終了事由】

- 委託者と受益者の合意によりいつでも終了することができます(信託法164)。
- 信託の終了事由が信託契約で決めてあればその規定に従います(信託法1643)。
- 信託の目的が達成できなくなった場合
- 受託者が1年間欠ける場合

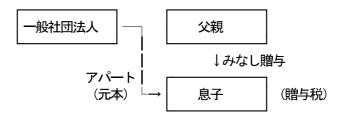


1 受益者が元本を受け取った場合



…… 税法では、預けていた資産の返還を受けただけと考えます。

2 受益者以外の者が元本を受け取った場合(相法9の24)



…… 受益者以外の者が元本を受け取ったら贈与税が課税されます。

結論 …… 信託財産が誰に返却されたかを考えます。

# 【設問】信託の設定時の流通税

父親(委託者)が不動産を息子(受託者)に信託譲渡した。

…… 所有権の移転登記について登録免許税は課税されない。

…… 信託の登記については0.3%の登録免許税が課税(令和3年3月まで)。

…… 信託を理由とする所有権移転登記には不動産取得税は課税されない。

登録免許税(信託)	0.3%
登録免許税(所有権)	非課税
不動産取得税	非課税

#### 【設問】受益権の移転

父親が委託者兼受益者となる自益信託を設定していたが、父親に相続が開始したので、息子が第二受益者として受益権を相続した。

…… 債権の譲渡です。

…… 信託受益権の移転の登記は不動産1個につき1000円(登録免許税法別表1)。

…… 受益権の売買、贈与でも同様です。

## 【設問】信託終了時1(自益信託を終了)

私が委託者兼受益者として自益信託を設定していた。数年後信託を終了した。

…… 預けていた財産が戻ってきただけです。

…… 信託財産は受益者に返還されますが、登録免許税・不動産取得税は非課税。

…… 信託設定時から終了時まで、委託者=受益者であることが要件。

# 【設問】信託終了時2 (他益信託を終了)

私が委託者兼受益者として自益信託を設定していた。数年後信託を終了し、不動産 は息子(残余財産帰属者)に引き渡した。 …… 経済的実質は贈与です。

…… 息子には不動産取得税と登録免許税が課されます。

…… 流通税は贈与の場合と同様です。

#### 【設問】信託終了時3(相続と同等の扱いになる場合)

父親が委託者兼受益者として自益信託を設定していた。父親の死亡で受益権は息子が相続した。その後、信託を終了し、息子が資産の引き渡しを受けた。

…… 父の相続開始で、息子(相続人)が不動産を取得しています。

…… 経済的実質は相続です。

…… 流通税は相続の場合と同様です(登録免許税 O. 4%、不動産取得税は非課税)。

	信託		通常の相続	
信託開始時	信託譲渡	登録免許税0.3%	_	
相続時	受益権が移転	1個につき千円	所有権が移転	登録免許税0.4%
信託終了時	受益者に引渡	登録免許税0.4%	_	

結論 …… 流通税の負担がほとんどないのも信託のメリットです。

# 《5》流通税を節約する信託

#### 【設問】信託銀行スキーム

土地を譲渡することになった。信託銀行の提案により信託を利用して譲渡することになった。

まず、自益信託を設定 ……



↓受益権を譲渡=土地を譲渡

次に受益権を有償で譲渡 ……

買い主

…… 信託銀行を受託者として自益信託を設定します。

…… 受益権を買い主に譲渡します。

…… 委託者としての地位を放棄します。

…… 受益権の譲渡には流通税はかかりません。

…… 信託の登記は0.3%の登録免許税が課税されます。

…… 受益権の譲渡は、不動産1個につき千円です(登録免許税法別表1)。

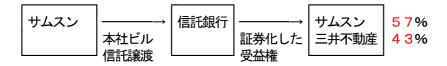
#### 【設問】日経新聞平成27年3月27日

韓国サムスン電子は2015年度にも日本本社のビルだった「六本木ティーキューブ」の持ち分を三井不動産に売却する。売却額は数百億円となるもようだ。事務所はすでに東京・飯田橋に移転済みだ。03年の完成以来、同社の存在感を示す象徴だったビルを手放して課題である日本でのスマートフォン(スマホ)事業の再建に集中する。 六本木ティーキューブはサムスンと三井不が約440億円を投じて建設した。所有権は証券化されており、信託受益権の57%をサムスン、残りを三井不などが保有する。

…… サムスン日本法人の本社の売却に信託が利用されています(2015年2月報道)。

…… 本社ビルを信託財産にし、サムスンの受益権の持分は57%となっています。

…… 受益権にしてから三井不動産に売却したようです。



結論 …… 不動産の証券化による流動化です。

#### 信託法145 (委託者の権利等)

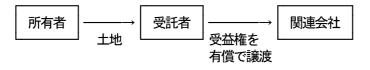
信託行為においては、委託者がこの法律の規定によるその権利の全部又は一部を 有しない旨を定めることができる。

#### 信託法146 (委託者の地位の移転)

委託者の地位は、受託者及び受益者の同意を得て、又は信託行為において定めた 方法に従い、第三者に移転することができる。

# 【設問】中小企業の利用

当社の持つ土地が値下がりしたので、関連会社に売却して損出ししたいが流通税がもったいない。



…… 譲渡損が計上できます。

結論 …… 流通税の節税を利用した信託銀行の既得権です。

#### 《6》税法における受益者の範囲

【設問】みなし受益者とはどのような概念なのか。

…… 信託法上の受益者と税法上の受益者が一致するとは限りません。

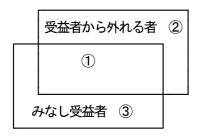
- ① 信託法上も税法上も受益者
- ② 信託法上の受益者であっても税法上の受益者に該当しない者(現に権利を有するか否か)
- ③ 信託法上は受益者でないが、税法上は受益者と扱われる者(特定委託者)
- …… 普通の信託なら①です。
- …… 実質課税から税法では、さらに②や③の受益者が登場します。
- …… 税法は実質課税です。

相続税法9条の2 (贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利) 信託(略)の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の受益 者等(受益者としての権利を現に有する者(=権利を有しないものは2)及び特定委 託者(3)をいう。以下この節において同じ。)となる者があるときは、当該信託の 効力が生じた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を 当該信託の委託者から贈与(当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場 合には、遺贈)により取得したものとみなす。

#### 2~4:略

5 第1項の「特定委託者(③)」とは、信託の変更をする権限(軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。)を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者(受益者を除く。)をいう。

#### 【税法上の受益者の概念】



税法上の受益者 =①+③ 信託法上の受益者=①+②

- …… ②は、遺言代用信託における第二受益者が該当します。
- …… ③は、受益者が存在しない信託における委託者が該当します。

結論 …… 実質的な利益の受取人が誰かを考えるのが信託税制です。

# 《7》遺言代用信託の課税関係を掘り下げてみれば

#### 【設問】遺言代用信託

判断力に不安が出てきたので、信託を利用してアパートの管理は息子に任せようと思う。私が死亡したら、受益者は妻にしよう。





↓受益権が移転

委託者死亡後 ……

妻(相続税)

…… 妻は、信託法上は、信託設定時に受益者になります。

…… ただし、妻には受益者としての権利はありません。

…… 妻が受益権を取得するのは夫死亡後です。

結論 …… 妻は、現に権利を有していません。

信託法90条(委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例) 次の各号に掲げる信託においては、当該各号の委託者は、受益者を変更する権利 を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

- ◆1 委託者の死亡の時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託
- ◆2 委託者の死亡の時以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めの ある信託
- 2 前項第2号の受益者は、同号の委託者が死亡するまでは、受益者としての権利を有しない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

# 《8》信託監督人

【設問】将来の認知症に備え、家族で信託を設定することになった。顧問税理士に信託監督人になってもらえないだろうか。

…… 信託監督人は、信託契約で定めます。

…… 信託財産の処分や、信託の終了について信託監督人の承諾を必要とします。

…… 税理士に受託者を任せ、長女が信託監督人になる。

…… 長男に受託者を任せ、その他の相続人候補者が信託監督人になる。

…… このような利用法になると思います。

…… 受託者を監視するために別の親族が信託監督人になることはあまりありません。

…… 信頼関係がなければそもそも信託はすべきでありません。

結論 …… 一般社団を受託者にして税理士が理事になることも検討の価値があります。

# 《9》各々の地位の相続

【設問】受益者の地位は相続できるのか 信託法に受益権の相続に関する規定は存在しないようだ。

委託者①

受託者②

受益者③

- …… 委託者①の地位は相続します。
- …… ただし、遺言信託の場合は相続しません(信託法147)。
- …… そもそも相続とは異なる財産の移転を実現するのが信託だからです。
- …… 受託者②の地位は相続しません。
- …… 受託者の死亡に備えて、新たな受託者を指定しておきます。
- …… ただし、指定された者は自由に辞退できます。
- …… この場合、受託者の相続人が財産を管理します(信託法602)。
- …… 1年間、受託者に欠ける場合は、信託の終了事由になります(信託法163三)。
- 結論 …… 受託者の死亡リスクに配慮し一般社団法人を受託者にすることも選択肢です。
- …… 受益者③の地位の相続については条文がありません。
- …… しかし、相続はできます。
- 結論 …… 投資信託の受益証券は当然に相続できます。

## 第3 信託の成立原因

# 《1》信託は簡単に実行できます

- 1 信託契約を締結する方法(信託法3条①) 財産の所有者である父親(委託者)は、息子(受託者)と信託契約を締結した。受益者には母親が指定されている。
- 2 遺言をする方法(信託法3条②) 財産の所有者である父親は、信託の目的、受託者、受益者等を記載した遺言 書を作成していた。父の死後、信託がスタートした。
- 3 公正証書等の書面によって自己信託する方法(信託法3条③) 財産の所有者である父親は、自分を受託者とする自己信託を設定するために信託 の内容を公正証書にした。受益者は息子である。
- …… 信託を開始するには3つの種類があります。
- …… 実務のほとんどは信託契約です。

#### 【設問】信託の事例

平成元年1月10日に山本一郎が第三者から購入した不動産を令和1年7月11日 に信託譲渡した。



#### 信託契約書

山田一郎を委託者、山田二郎を受託者として、委託者が所有する末尾記載の不動産を次の条項で信託する。

- 1 信託の目的 後記不動産を信託財産として管理すること。
- 2 信託期間 受託者が信託を引き受けた日から10年間。
- 3 受益者 委託者の長男の子山田三郎。信託期間中に受益者が死亡した場合には、受益者に子がいる場合は子とし、子がいない場合は受益者の弟。
- 4 信託終了の際の権利帰属者 受益者。
- 5 その他条項
  - ① 信託不動産について信託による所有権移転の登記及び信託の登記をすること。
  - ② 保存に必要な修繕は受託者が適当と認める時期と範囲において行う。
  - ③ 建物については受託者において火災保険に付し、これを継続する。
  - ④ 受託者は信託不動産を賃貸のために利用し、信託不動産から生ずる賃料、 敷金その他の収入から公租公課、保険料その他必要経費及び信託報酬を控除 し、毎月末に精算し、剰余金を受益者に支払う。
  - ⑤ 精算日現在における収益の100分の5を信託報酬とする。
- 6 信託の終了 期間満了により終了の際は、受託者は信託不動産を権利帰属者に 引渡し、かつ所有権移転登記をなす。また、賃貸借関係や保険関係などの一切の 権利関係を権利帰属者に引き継ぐ。
- 7 信託不動産の表示 (省略)

令和1年7月11日

住所 大阪市北区南森町二丁目二番二号

委託者 山田 一郎

住所 京田辺市大住責谷十七番地二

受託者 山田 二郎

権利部(甲区) (所有権に関する事項)				
【順位 番号】	【登記の 目的】	【受付年月日 受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	平成元年1月10 日 第111号	平成元年 1 月 1 0 日売買	所有者 大阪市北区南森 町 <mark>2-2-2</mark> 山田一郎
2	所有権移 転	令和1年7月11 日 第118号	令和1年7月 11日信託	受託者 大阪市北区南森 町 <mark>2-2-2</mark> 山田二郎

	1	
信託		信託目録第333号

四			Ξ	=	_
信託条項			受益者に関す る事項	受託者に関す る事項	委託者に関す る事項
3信託の 終了事由	2信託財 産の管理	1信託の 目的	受益者の氏名 及び住所	受託者の氏名 及び住所	委託者の氏名 及び住所
本信託は 次の各号 のいずれ かに該当	受託者は 本信託契 契約の規 定及び受	本信託の目 的は、本契 約の定めに 従い、受託	大阪市北区 南森町二丁目 二番二号	京田辺市大住 責谷十七番地 二	大阪市北区 南森町二丁目 二番二号
した	益者の…	者が	山田三郎	山田二郎	山田一郎

…… 信託契約も信託の登記も特別な手法ではありません。

…… 不動産を売買・相続したら登記が必要なのと同様です。

結論 …… 信託契約の締結は簡単です。

#### 《2》提出<del>書</del>類

【設問】信託の事実を明らかにする調書(相法59②) 家族信託を実行した。税務署にはどのような書類が必要か。

「信託に関する受益者別(委託者別)調書」 「信託に関する受益者別(委託者別)調書合計表」を提出

- …… 受託者が翌月末までに提出します。
- …… 信託の設定、受益者の変更、信託の終了または信託の権利内容の変更があった場合。
- …… 自益信託については不要です(相規303五イ(3))。
- …… 信託財産が50万円以下と少額である場合も調書の提出は不要(相規303一)。

結論 …… 信託を明らかにする書類として積極的に活用します。

【設問】信託の収支を報告する書類(所法227) 賃貸アパートの信託を実行した。受託者が家賃の収支を計算している。

#### 【信託の計算書を提出】

受託者が、信託の収支を記載した信託計算書を毎年1月31日までに提出。 信託計算書には、信託の資産負債、収支、受益者に交付した利益を記載。

【設問】不動産所得の明細(措令26の6の26、措規18の24) 収益不動産を信託しているが、多額の修繕費によって不動産所得が赤字だ。

#### 【信託に係る不動産所得用の明細書を提出】

…… 要するに信託物件と他の物件を別にして青色決算書を作成します。

…… 信託された不動産に係る赤字はないものとみなされるからです。

青色決算書

青色決算書

信託物件用 欠損△ その他の物件黒字

…… 捐益涌算不可

…… 法人が受益者の場合は、別表が準備されています。

「別表9(2)組合事業等による組合等損失額の損金不算入又は組合等損失超過 合計額の損金算入に関する明細書」

結論 …… 組合損失と同様の損失規制があるためです(損失利用規制の項目で検討)。

#### 【設問】成年後見信託と他の手法

収益物件を所有する高齢の母親の判断力に不安が生じている。このまま財産を管理していたら振り込み詐欺も心配だし、母は孫達への生前贈与も続けたいと希望している。母親はそれなりの預金も持っており、また、賃貸アパートも持っている。3人の子供達がいるが、どのように財産を管理すべきか。

…… 成年後見制度を使うと生前贈与はできません。

第1法 …… 相続時精算課税 完全なる所有権の移転(後戻り不可)

第2法 …… 管理会社の設立 管理権限のみを所有者から分離(いつでも終了可能)

第3法 …… 信託 所有権を留保した価値の移転(方針変更可能) 第4法 …… 成年後見制度 現状を固定する(本人の財産の維持最優先)

第5法 …… 遺言書の作成 問題の先送り(遺言撤回リスク)

…… 成年後見制度のデメリットは無視できません。

…… いったん利用するとなかったことにできません。

…… 孫への生前贈与も、子供への事業資金の貸付も論外です。

認知症の親と「成年後見人」永峰英太郎(ワニブックスPLUS新書)より

●成年後見人を立てるとこんな悲劇が! 弁護士や司法書士が後見人になると年間20万円はかかる「いらない」と言ってもついてくる「監督人」 父といっしょの食事代さえ認められない 相続放棄も、相続税対策もできません! 日本の後見制度は不備だらけ

●これだけ知っておけば後見人なんかいらない 緊急時の口座引き出しができないわけではない 認知症だからといって署名さえできないとは限らない 介護保険の申請、施設の入所契約は家族でもできる キャッシュカードの暗証番号は冗談っぽく聞いておこう 相続は親が元気なうちに遺言状を! 買い物などの契約解除は「クーリングオフ」を使え 定期預金と銀行の貸金庫はなるべく早く解約を

…… 信託は、信じて託せる子供達がいることが前提です。

結論 …… 第1法と第2法のメリットを利用できるのが信託です。

# 第4 信託の発想を活かして実務の処理を実行する

#### 《1》信託の発想で認知症対策

【設問】高齢の母が所有する収益物件は将来的に譲渡を考えているが、すぐには買い手が見つからない。認知症になると売却できなくなるので、今のうちに長男の私が受託者になって信託財産にしておきたい。しかし、信託の登記がなされていると売却の障害にならないか不安がある。

- …… 信託を使わずに信託的手法を実現する。これも信託実務の神髄です。
- …… 信託的な着想や切り口を発見することに信託を学ぶ意議があります。
- …… 取り扱いが明らかになっている古典的な手法でを実行するのです。
- …… 家族信託は文字通り家族内で完結すべき財産管理手法です。
- …… 金融機関や売買など、外部の利害関係者が登場したときが問題です。
- …… 信託契約や信託登記がネックになって取引が進まないこともあり得ます。

結論 …… 信託という新しい制度ゆえのリスクを回避します。

【設問】高齢の親の収益物件について、本人が認知症なった場合でも、息子が継続して収益物件を管理したいが、硬直的な成年後見も、不動産に信託登記がなされる信託も、その利用には不安がある。

- …… 管理目的でしたらサブリースの方がよいでしょう。
- …… 息子が不動産管理会社を作っても良いでしょう。

## 【自益信託】



## 【サブリース契約】



- …… 管理会社が賃料集金・滞納への対応・契約更新業務・退去時の修繕を行います。
- …… 大規模修繕も可能です。
- …… 本人が認知症になっても物件の管理に支障はありません。
- …… 賃料の不払に対する訴訟も管理会社が提起できます。
- …… 信託に比べ管理上のデメリットは見受けられません。
- …… サブリース契約でしたら売却することにも問題はありません。

結論 …… サブリース方式であれば実務で確立した手法という安心感があります。

# 《2》売却を前提とした財産管理と信託

【設問】家族信託をしていた物件を売却することになった。

- …… 信託契約を解除して売却できれば特に問題はありません。
- …… 問題は委託者兼受益者が認知症になっているような場合です。

【設問】高齢の母は収益物件を所有している。売却を考えているがすぐには買い手が 見つかりそうにない。認知症になってしまえば売却は難しくなる。

- …… 第一に考えるべきは子供への贈与(相続時精算課税)です。
- …… 生前贈与が難しい場合は成年後見制度を利用することも考えられます。
- …… 成年後見制度を利用すると居住用不動産の処分には裁判所の許可が必要。
- …… 非居住用不動産の場合裁判所の許可は不要だが後見監督人の同意が必要。
- …… 仮に処分できても売却代金は裁判所の監視下に置かれます。
- …… 委託者兼受益者が認知症になると、受託者のみの判断で売却は可能でしょうか。
- …… たしかに法律上は所有者なので処分も可能です。
- …… しかし買い手としては信託登記された物件を受託者から購入するのは不安です。

【設問】購入したい不動産があるが信託物件となっており受託者名義になっている。 委託者兼受益者は認知症になっており判断能力がない状態だ。このまま受託者から購入しても後にトラブルにならないだろうか。

- …… 信託登記された不動産を受託者の権限で処分する場合問題があります。
- …… まず受託者に処分権限があるのかどうかを利害関係者は解釈する必要があります。
- …… 信託契約書に文言を記載することは簡単です。
- …… しかし、買い手の立場で考えると、購入は不安です。
- …… そもそも登記が可能なのかという疑問があります(前例なし)。
- …… 受益者の承諾書があれば良いという意見があります。
- …… 受益者が認知症であればそれも不可能です。
- …… 仮に承諾書があっても登記が可能なのかが不明です。
- …… そもそも受託者を登記義務者とした移転登記が可能かが不明です。
- 結論 …… 受託者による売買は難しいのが実務の現状です。
  - …… そこで、あえて売買や贈与を原因とする登記をするアイデアがあります。

【設問】母の収益物件につき自益信託を設定した。信託契約では管理のほか受託者による処分も可能としている。登記についてはあえて贈与の登記をし、不動産取得税等も支払った。

- …… 租税回避が目的ではありませんので、税務署には信託であることを明らかにします。
  - 不動産は母(受益者)のものであり相続の際は遺産となること
  - 処分できた場合は売却代金が母のものであり相続の際は遺産となること
- …… 登記は第三者対抗要件であって信託成立の要件ではありません。
- 結論 …… 母が認知症になっても処分に制約はなくなります。

# 第5 実務の問題を検討する

#### 《1》信託と債務

【設問】母の収益物件につき、息子が受託者となる自益信託を設定した。大規模修繕が必要になってきたので資金を銀行から借り入れたい。母は認知症になっているので受託者である子供名義で借入を実行したい。

【設問】母の収益物件につき、息子が受託者となる自益信託を設定した。信託契約において物件の建替えを可能とする条項があり、今回受託者の判断で建物を建て替えることにした。資金を銀行から借り入れたい。

- …… 信託物件に必要な資金を受託者名義で借りることは実務上は難しいと言えます。
- …… いわゆる「信託内借入」です。

民事信託と商事信託の使い分けの分岐点 (スターツ信託株式会社 鈴木真行) 月刊税理 2016年9月

民事信託で「信託内借入」が実現しない最大の理由は、金融機関の信託制度に対する理解度の問題と信託を通じて融資を行うことによるリスク管理が難しいという点にあるだろう。民事信託(家族信託)は商事信託と異なり、信託契約書のフォーマットが統一されていないため案件毎に信託契約の内容や条文が全て異なるため、金融機関では案件毎に信託契約書の内容を顧問弁護士にチェックしてもらうことになり時間とコストがかかる。

- …… 銀行は受託者に信託内借入の権限があるのか、
- …… 借入の返済が滞った場合に信託財産の差し押さえが可能なのか、
- …… 信託契約の案件毎の解釈が必要になります。
- …… 受託者による物件の売買と同様の問題が生じます。
- …… 銀行にはわざわざ信託内借入を実行するメリットがありません。
- …… 震災等での大修繕の際、信託財産への融資が難しかったと聞いています。

結論 …… 民事信託は親族のみで完結する限りにおいて行うべきです。

【設問】父親は所有する不動産を息子に信託した。不動産にはローンが残っている。 信託契約書において、ローンは信託財産責任負担債務とする定めがある。

- …… 信託法上、マイナス財産(負債)は信託の対象にはなりません。
- …… ローンを受託者が債務引き受けすることになります(信託法21①三)。
- …… これによりローンは信託財産責任負担債務となる。
- …… 免責的債務引受けとするには銀行との債務引受けの手続きが必要です。
- …… 相続税の申告においては債務控除の対象になります。
- …… 実務ではローンはそのままにしておくことが多いと思います。
- …… 受託者は返済事務を引き受けます。

#### 信託法21条(信託財産責任負担債務の範囲)

次に掲げる権利に係る債務は、信託財産責任負担債務となる。

- ◆ 1 受益債権
- ◆2 信託財産に属する財産について信託前の原因によって生じた権利
- ◆3 信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがあるもの
- ◆4 第103条第1項又は第2項の規定による受益権取得請求権
- ◆5 信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属するものによって生じた権利
- ◆6 信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属しないもののうち、次 に掲げるものによって生じた権利
  - イ 第27条第1項又は第2項(これらの規定を第75条第4項において準用する場合を含む。口において同じ。)の規定により取り消すことができない行為(当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知らなかったもの(信託財産に属する財産について権利を設定し又は移転する行為を除く。)を除く。)
  - ロ 第<mark>27</mark>条第1項又は第<mark>2</mark>項の規定により取り消すことができる行為であって取り消されていないもの
- ◆7 第31条第6項に規定する処分その他の行為又は同条第7項に規定する行為 のうち、これらの規定により取り消すことができない行為又はこれらの規定 により取り消すことができる行為であって取り消されていないものによって 生じた権利
- ◆8 受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利
- ◆9 第5号から前号までに掲げるもののほか、信託事務の処理について生じた権利
- 2 信託財産責任負担債務のうち次に掲げる権利に係る債務について、受託者は、 信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う。
- ◆1 受益債権
- ◆2 信託行為に第216条第1項の定めがあり、かつ、第232条の定めるところにより登記がされた場合における信託債権(信託財産責任負担債務に係る債権であって、受益債権でないものをいう。以下同じ。)
- ◆3 前2号に掲げる場合のほか、この法律の規定により信託財産に属する財産の みをもってその履行の責任を負うものとされる場合における信託債権
- ◆4 信託債権を有する者(以下「信託債権者」という。)との間で信託財産に属

する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の合意がある場合における信託債権

【設問】信託不動産の修繕を行った。代金は未払いになっている。受益者に相続が開始した。

- …… 信託財産責任負担債務になります(信託法21(1)五)。
- …… 相続税の申告において債務控除をすることに問題はありません。

【設問】信託不動産の修繕を行った。代金は銀行で借入れ賄った。返済する前に受益者に相続が開始した。

- …… 信託財産責任負担債務になります(信託法21①五)。
- …… 相続税の申告において債務控除をすることに問題はありません。

#### 《2》信託口座は必要か

【設問】最近は民事信託でも信託口座の開設が可能になったと聞く。信託口座を開設することは必要なのか。

- …… 信託財産は分別管理が要求されます(信託法34)。
- …… 受託者が破産した場合に倒産隔離されるためです。
- …… 預金であれば受託者の固有口座とは別管理が必要です。

#### 【設問】保証金保全のための信託

A介護施設は、入所者から保証金5000万円を受け取り、毎月50万円を保証金から支出し、介護費用に充てる。A介護施設が倒産した場合は、入所者が保証金を失うことになり、不安だという声があるので、安心して保証金を預けられるスキームを検討する必要がある。

- …… 介護施設や金融業者など顧客の資金を預かる事業では信託口座が使われます。
- …… 事業者の破産から顧客を守るためです。
- …… 教育資金一括贈与信託も同様です。
- …… では民事信託においても信託口座は必要でしょうか。

【設問】受託者が、受託者のために信託口座の預金をすべて引き出すという。しか し、受益者の相続人は、受託者にそのような権限はないと主張している。

- …… 受託者にどの程度の権限があるのか、信託契約の解釈が必要になります。
- …… 金融機関は受託者の引き出し要求に応じてよいのかリスクを負います。
- …… 微妙な解釈の問題が生じたら受託者の権限で引き出せないリスクも生じます。
- …… 収益物件の家賃入金口座として利用できないと金融機関が判断するリスク。
- …… 実際には倒産隔離もあまり期待できません。
- …… 実務上は受託者名義の口座で問題ないでしょう。

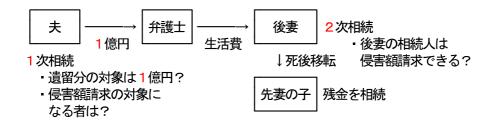
…… 信託の調書を提出することで贈与税のリスクは回避できます。

# 《3》信託と遺留分

【設問】信託における遺留分の問題

後妻に1億円を相続させるが、それが残った場合は先妻の子に残余金を承継させる。

- …… 信託であっても遺留分の制約があります。
- …… 全財産を信託したら他の相続人の遺留分を侵害します。
- …… 問題は受益者連続型信託です。
- …… 遺留分は、誰に対して行使されるのでしょうか。



# 【第1次相続(夫死亡時)の遺留分】

【設問】夫の相続人は、後妻が承継した財産に対し、遺留分侵害額請求を行う。

- a 1次相続で遺留分の算定基礎に含まれる財産は1億円なのか。
- b 1次相続では現金を受け取れない先妻の子に遺留分侵害額請求はできるのか。
- …… aについては、1億円になると考えられます。
- …… つまり、夫の相続人は後妻に遺留分の侵害額請求が可能です。
- …… しかしょについては、先妻の子は対象にならないと考えます。
- …… 後妻は1億円を使ってしまうことも可能です。
- …… 先妻の子が残金を受け取れるかは未確定です。

#### 【 第2次相続(後妻死亡時)の遺留分】

【設問】後妻が死亡した。後妻の相続人は、先妻の子に遺留分侵害額請求ができるか

- …… 後妻に信託財産の処分権は存在しません。
- …… つまり、自分の意思で先妻の子に残金を残したわけではありません。
- …… 後妻の相続人は残金を取得することはできません。
- …… 後妻の相続人は先妻の子に遺留分は行使できないと考えます。
- …… 信託法上は、父親からの承継と位置付けられるからです。

結論 …… 実例がほとんどありません。

#### 【設問】東京地裁平成30年9月12日判決

父親は、次女を受託者として、長男・次男・次女を受益者とする信託を設定した

さらに長男と次女には生前贈与が行われている。信託財産の大半は自宅なので長男が 受益権として経済的利益を受け取ることはない。また、本件信託は受益者連続信託で あり、長男が死亡すると、次男の子が新たに受益権を取得することになっている。長 男は次男に対し遺留分侵害額請求を行った。

(委託者) (受託者) (第1受益者)

亡父 / 次女

長男1/6 次男4/6 次女1/6

(第2受益者)

次男の子

信託財産 ①自宅不動産 3億5241万5200円

②収益不動産 1億2274万9240円

③山林等 2万4874円

#### 信託の目的

父親の死亡後も、その財産を受託者が管理・運用することによって、次男及びその直系血族がA家を継ぎ、お墓・仏壇を守って欲しいとの父親の意思を反映した財産管理を継続すること。なお、父親は信託財産を承継する次男において、その子孫を中心として管理、運用することにより、末永くA家が反映していくことを望む旨が記載されている。

- …… 死亡13日前に設定された信託です。
- …… 長男は賃料の6分の1を受け取るのみです。
- …… 信託財産を処分して分配することは想定されていません。
- …… 処分は行えず長男が亡くなれば次男の子が次順位の受益者になる内容です。
- …… 不仲の長男に財産を与えないための信託です。
- …… これを信託と呼ぶことはできません。
- …… 受益者のために存在するのが信託だからです。
- …… 遺留分侵害額請求を回避する目的の信託だと裁判所は認定しました。
- …… 収益を生まない自宅と山林等の信託を無効としました。
- …… 公序良俗に反するため無効との判断です。

結論 …… 特定の相続人を閉め出すための信託はあり得ません。

【設問】父親は、確執のある長男の権利を封じ込めるために、後継者である次男を受託者のして株式を信託し、長男に受益権を取得させた。長男に議決権の指図権はなく、議決権は次男が行使する。また、次男の同意がない限り信託の解約もできない。

- ····· これを信託とは呼びません。
- …… 受益者のために存在するのが信託です。

結論 …… 長男が訴えたら無効となる可能性が高い。

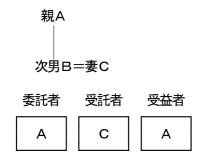
#### 《4》信託の悪用事例

【設問】信託財産にすれば財産を好きに管理処分できるとアドバイスした司法書士が 懲戒処分された事例。

【事例】被処分者は、Cから、本件信託不動産を「私たち家族だけで使うことはできないのかと考えている。」と、他の推定相続人を排除して、自由に利用・処分したい旨の相談を受けた。

これに対し、被処分者は、Cに対し、司法書士としての知識を用いて、①AがCに信託をすれば、本件信託不動産の所有権又は持分権がAからCに移転すること、②信託契約の期間を80年間と定め、Aの死亡後も存続する内容とすれば、その期間中は、Aの相続人が本件信託不動産の遺産分割もできず、B夫妻が自由に利用し続けることができること、③本件信託不動産の管理処分権を有するCは、自分の好きなように売ったり贈与することもできること、④信託契約は、Cが受託者となってAの成年後見人であるBとの間で締結すればよいことなどを教示した。

アドバイスした司法書士が懲戒処分された事例。子(の妻)が受託者になれば、親の財産を事実上自分たちが好きなように管理処分できると考え、また、信託しておけば親が亡くなっても遺産分割を阻止できると考えて信託を実行した。



…… 親Aを委託者兼受益者とする自益信託を設定しました。

…… 不動産を信託財産とし、信託登記を実行しました。

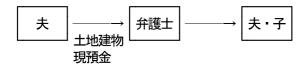
結論 …… 財産を独り占めするために受託者になるという発想は間違いです。

# 【設問】詐害信託

自由と正義 2017年10月号

被懲戒者は、懲戒請求者が申し立てた子Aらの引渡しを求める間接強制申立事件等において懲戒請求者の夫Bの代理人であったが、Bが、上記事件につき間接強制決定がなされた2014年3月31日以降もAらを引き渡すことを拒否し続け、上記決定に基づく間接強制金の支払義務を負っていたところ、同年12月20日頃、Bに対し、懲戒請求者による強制執行を困難ならしめる目的で、Bが所有する資産を信託譲渡するスキームを提案し、同年12月20日、自宅土地建物、現預金5000万円等のBの資産のほぼ全てについて、受益者を被懲戒者及びAらとして、Bから信託譲渡を受けた。

被懲戒者の上記行為は、弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。(2017年7月10日)



…… 受益者が子だから良いと考えたのでしょうか。

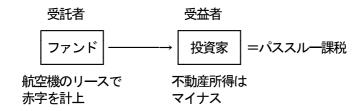
…… しかし、どう考えても無理がある処理です。

**結論** …… 債務の支払いを逃れるための信託は認められません。

# 《5》信託不動産に損失が生じた場合はデメリットが生じる

【設問】信託を使った節税商品を規制

航空機をリースするファンドを受託者として、投資家に受益権を購入してもらう。 投資家の資金と多額の借入で航空機を購入するので不動産所得は赤字になる。信託な ら受益者が資産負債を有するものとみなすので、節税が可能になるのだろうか。



- …… 民法上の組合に適用される節税防止税制が導入されています。
- …… 航空機リースを利用した節税商品は、信託を使っても実行できるからです。
- …… 航空機をリースするファンド(民法上の組合)に出資し、
  - ① 減価償却費と利息の計上で5年間は不動産所得を赤字にして節税し、
  - ② 5年経過後は、航空機を売却して長期譲渡所得の2分の1課税にする。

	1年目~5年目	6年目	
収入	300	1200	
減価償却費	400	600	(残存簿価)
利息	100		
不動産所得	<b>A200</b>		

長期譲渡所得 300 (2分の1課税)

…… 個人は損失がなかったものと扱われます。

…… 法人は損失が繰り延べられます。

結論 …… 信託を使った節税商品の規制です。

# 【設問】家族信託でも同様の規制

委託者を母とする信託を設定し、息子である私が受託者になっている。信託財産は 現金1億円だが、節税を兼ねて賃貸アパートを建築しようと思う。

信託財産の収支

家賃収入300減価償却費50修繕費280

▲30 …… 切り捨て

…… 家族信託にも損失の切り捨てが生じます。

…… 空室の増加、大規模修繕、借入金の繰上返済による精算金があれば損失が生じます。

結論 …… 不動産所得の赤字は切り捨てになります。

# 《6》複層化信託の失敗事例

【事例】大阪地裁平成23年7月25日判決

創業家が持つシャディ株式を信託して、元本受益権と収益受益権に分離し、収益受益権をを公益団体に割り当て、創業株主は元本受益者となった。その後、信託を合意解除して株式の返還を受けたところ、元本受益者が収益受益権を無償取得したとして受贈益課税が行われた。

1 もともとは個人株主がシャディ株を保有。

創業家株主

2 相続対策(?)で信託期間を30年とする層化信託を設定。

委託者 受託者 受益者

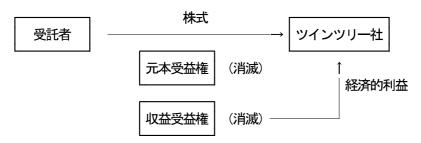
3 別法人であるのツインツリー社に元本受益権を譲渡

受託者 受益者

チェーン協会

4 信託を合意解除、株式はツインツリー社に引き渡された。

- 5 M&AによってUCCがツインツリー社の全株式を取得
- 6 ツインツリー社に税務調査があり、信託の解除による課税もれ指摘。 ツインツリー社は修正申告のうえ、売主(創業家株主)に対し、 追徴税額と税理士報酬2億3493万8771円の補償金請求権を通知。
- …… 税務調査で指摘されたのは、信託の合意解除によって収益受益権相当の経済的利益 をツインツリー社が得たとするものです。

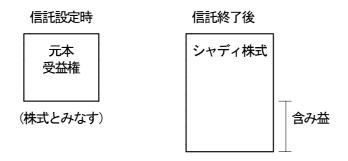


- …… 受贈益課税の根拠は法人税法22条です。
- …… 法人税には相続税法9の2のような条文はありません。

# 相続税法9の23

受益者等の存する信託について、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた場合において、適正な対価を負担せずに既に当該信託の受益者等である者が当該信託に関する権利について新たに利益を受けることとなるときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた時において、当該利益を受ける者は、当該利益を当該信託の一部の受益者等であつた者から贈与(当該受益者等であつた者の死亡に基因して当該利益を受けた場合には、遺贈)により取得したものとみなす。

…… ツインツリー社は、含み益が生じただけなので申告の必要はないとの判断でした。



結論 …… 税務署は当初より課税する旨の見解をもっていました。

## 《7》教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

【設問】祖母が孫に教育資金一括贈与をした場合について、改正後の取り扱いを教えてほしい。

- …… 平成33年(令和3年)3月31日まで延長されました。
- …… 相続税の節税策として利用されている実態がありました。
- …… 入り口 (贈与時) と出口 (祖父母の相続時) で規制を設けています。

#### 【改正①】入り口で所得基準を導入

25歳の孫に教育資金一括贈与をしたい。孫は同族会社の役員をしており役員報酬は 2000万円を得ている。

- …… 孫の所得制限が入りました。
- …… 前年の合計所得が1000万円超であれば本制度は利用不可。

結論 …… 入り口での制限です。

#### 【改正②-1】3年縛りの導入

90歳の祖母が、10人の孫・曾孫・玄孫に合計1億5000万円の教育資金一括贈与をした。2年後に祖母が亡くなった。残金は1億3000万円となっている。

- …… このような節税利用が行われていました。
- …… 多額の現金を持つ高齢の祖父母の相続財産を圧縮できます。
- …… 祖父母の相続時には残金は遺産になりません。
- …… 3年縛りが設けられました。
- …… 改正前であれば相続財産から外れます。
- …… 改正後は、相続前3年以内の贈与であれば残金が遺産に加算されます。
- …… 事例の場合は1億3000万円が遺贈とみなされます。
- …… ただし、本来の教育資金に利用するのであれば正当な節税と言えます。

#### 【改正②-2】3年縛りが解除される場合

90歳の祖母が、5人の孫に教育資金一括与をした。なお、孫は全員23歳未満である。

- …… 以下の場合は3年縛りが発動せず残金は課税されません。
  - 受贈者が23歳未満の場合
  - ・受贈者が学校に在籍している場合
  - 受贈者が教育訓練給付金の対象になる教育訓練を受けている場合

# 【改正3-1】年齢制限による教育資金の範囲の制限

- 25歳になる孫にスポーツの指導を受けるための資金を教育資金信託から賄いたい。
- ・受贈者が23歳になった翌日以後の支払いのうち、教育に関する役務提供に対する 支払い、スポーツ・文化芸術の指導料の支払い、これらに関連する物品購入費用や 施設利用料がこの制度の対象にならなくなった。

【改正③-2】年齢制限による教育資金の範囲の制限の解除 25歳になる孫に大学院の授業料を教育資金信託から賄いたい。

- …… ただしは下記の場合は23歳以上であっても教育資金として認められます。
  - 学校等への支払い
  - 教育訓練給付金の対象となる教育訓練受講費

#### 【改正4】教育資金管理契約の終了事由を緩和

孫は教育資金一括贈与を受けて大学院に通っているが30歳を迎えた。教育資金信託の残金がまだ500万円残っている。教育資金管理契約が終了し贈与税が課税されてしまうのだろうか。

- …… 30歳になると教育資金管理契約の終了事由に該当します。
- …… その時点の残金が贈与税の対象になります。
- …… 改正後は次の場合には教育資金管理契約が終了しないことになりました。
  - イ 受贈者が学校に在籍している場合
  - ロ 受贈者が教育訓練給付金の対象になる教育訓練を受けている場合

イまたは口に該当しなくなった年の12月31日あるいは、 受贈者が40歳になった日のいずれか早い日に終了。

…… この改正は平成31年(令和元年) 12月31日以後に受贈者が30歳に達する 場合について適用されます。

# 《8》受託者 (業法の問題)

【設問】受託者には誰がなれるのだろうか。

- …… 良き受託者を得るのが信託の最重要の課題です。
- …… 受託者には、息子、娘、税理士など、誰でもなれます。
- …… 一般社団法人が受託者になることも問題ありません。
- …… 信託業法の適用を受けるのは、不特定多数の委託者や受益者と取引をする場合です。
- …… 受益証券を発行する場合は金融商品取引法の適用を受けます。

#### 『信託法改正に伴う信託業法の見直しについて』

平成18年1月26日

#### 金融審議会金融分科会第2部会

現行の信託業に対する規制の対象は、信託の引受けの「営業」と規定され、反復継続性・収支相償性が要件と解されているが、この反復継続性の要件については、不特定多数の委託者・受益者との取引が行われ得るかという実質に即して判断されているところである。今後、事業会社が他の会社の事業を複数回受託する場合についても、不特定多数の委託者を予定してない場合には、信託業の対象とはならないと考えられる。

結論 …… キーワードは不特定多数性です。

#### 【設問】信託報酬の授受

母親の賃貸アパートの信託を引き受けることにした。一般社団法人が受託者になり 相続人が理事に就任する。信託財産から信託報酬を受け取ってもよいのだろうか。

- …… 信託業法の判断基準は、不特定多数性と収支相償性です。
- …… 収支相償性とは実費以上の信託報酬を受け取ってはいけないという意味です。
- …… 信託財産に内部留保を蓄えてはならないという趣旨だと考えます。
- …… 信託報酬を稼ぐために信託財産を運用したら問題です。
- …… 信託報酬の授受は要件にならないと思います。
- …… 不動産管理会社で誰でも管理料を授受しています。
- …… 宅建業法を気にする人はいません。

## 信託法54条(受託者の信託報酬)

受託者は、信託の引受けについて商法(明治32年法律第48号)第512条の規定 の適用がある場合のほか、信託行為に受託者が信託財産から信託報酬(信託事務の処理 の対価として受託者の受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)を受ける旨の定めがあ る場合に限り、信託財産から信託報酬を受けることができる。

- 2 前項の場合には、信託報酬の額は、信託行為に信託報酬の額又は算定方法に関す る定めがあるときはその定めるところにより、その定めがないときは相当の額とする。
- 3 前項の定めがないときは、受託者は、信託財産から信託報酬を受けるには、受益 者に対し、信託報酬の額及びその算定の根拠を通知しなければならない。
- …… 複数の受託者から信託を引き受けると信託業に該当します。
- この場合は最初の信託が不特定多数性に該当します。

結論 …… 複数の信託を引き受け、報酬を受け取ると信託業法の問題になります。

## 《9》税理士が信託への参加を期待されたら

【設問】顧問先の高齢の資産家に受託者としての財産管理を依頼された。

- …… 税理士だから受託者になってはいけないという理屈はありません。
- …… 個人的信頼関係による信託であれば問題にはなりません。
- …… そもそも誰に財産管理を任せるかは自由です。
- …… しかし、税理士として顧問料を受け取っている以上信託業法が心配です。
- …… 一般社団法人を受託者にし、税理士が理事になることも検討の余地があります。
- …… ただし、複数の委託者や受益者からの信託の引受けは控えるべきです。
- …… 不特定多数の信託の引き受けとの事実認定を怖れます。
- …… さらに気をつけるなら理事としての役員報酬も無償にすべきです。
- …… 委託者等から財産管理に疑問が生じた場合に潔白を証明しづらくなります。

結論 …… 税理士は税務申告を通じての財産管理に止まるべきです。

#### 《10》信託報酬は必要経費か

#### 【設問】信託報酬

母親が賃貸物件を長男に信託譲渡する。長男は受託者として信託報酬を受け取ることになった。母親の不動産所得の必要経費に算入できるのだろうか。

- …… 民事信託では信託報酬は必要経費になりません。
- …… 不動産賃貸に限らず、財産管理も信託の目的になるからです。
- …… 信託報酬を必要経費に計上できるのは、賃貸業務に限定する場合です。
- …… 信託の目的を不動産賃貸業務に限ると明示する必要があります。

#### 【信託契約書】

第×条 (受託者の業務)

受託者は次の内容の不動産賃貸業務を行うものとし、それを超えて財産管理などの業務を行う義務は負わない。

- 1 信託不動産を賃貸する事による賃料の確保
- 2 信託不動産について賃貸のための管理
- 3 その他、賃貸業務について必要な行為

結論 …… 成年後見人報酬が必要経費にならないのと同じです。

# 《11》残される妻や孫のための信託

【設問】軽度認知障害と診断された。このままだと数年後に認知症になる可能性がある。成年後見は想定していない。良い信託商品はないだろうか。

# ずっと安心信託 信託使って相続財産管理

遺言代用信託は相続時の手続きに便利だ。都内に住む小林健史さん(仮名、70)は自分にもしものことがあっても妻(65)や同居する娘(35)が困らないように、800万円を三菱UFJ信託銀行の「ずっと安心信託」に委ねている。相続発生時に妻が200万円の一時金をもらい、残りの600万円は生活費として毎月5万円ずつ娘が受け取る。「遺言ほど大げさな形にしたくなかった」と小林さんは振り返る。日本経済新聞 2014年10月29日

- …… 「ずっと安心信託」は用途が大きいと思います。
- …… 残された配偶者への年金の上積み金として利用できます、
- …… 残された障害のある子への生活資金として利用できます。
- …… 信託金は3千万円まで、管理料は無料です。
- …… 子どもによる使い込みはリスクです。
- …… カネを預ける受託者を探す必要がありません。
- …… 遺産分割協議が不要です。

結論 …… 限度額が増えればさらに安心なのですが。

#### 解約制限付信託「みらいのまもり」

三菱UFJ信託銀行が扱う「みらいのまもり」は解約に原則応じない。解約したいときは、あらかじめ指定した代理人や三菱UFJ信託銀行自信が状況を確認する。老人ホームの一時金や高額医療費が発生した際には例外的に払い出せるが、その場合も老人ホームや病院への直接振り込み限定。「自分自身でさえ簡単に解約できないようにすることで、判断能力の低下に備える」(同行)の狙いがある。

(日経新聞2016年9月24日朝刊)

- …… 払出し手続きに厳格な制限が付された三菱UFJ信託の商品です。
- 1 有料老人ホーム等施設の入居一時金
- 2 10万円以上の医療費(1件あたり)についてのみ払出しができます。
- 3 支払方法は老人ホームや病院等への直接の振込みに限定します。
- …… ずっと安心信託は、相続時に一時金で受け取ることや解約が可能です。
- …… 配偶者の老後が心配です。
- …… 解約制限付き信託が登場しました。
- 1億円の金融資産があれば、3分の1の3000万円で利用します。

#### おくるしあわせ

子や孫に対し、毎年に110万円の贈与を続けたいが、忘れずに管理するのが面倒だ。

- …… 祖父母が、信託銀行に予め資金を信託しておく暦年贈与信託です。
- ① 信託銀行が、毎年定期的に「贈与の依頼書(原稿)」を祖父母に郵送し、
- ② 贈与者は、受贈者と金額を書き込んだ「贈与の依頼書」を信託銀行に返送。
- ③ 信託銀行が、受贈者に「意思の確認書」を郵送し、受贈者が、それを返送する。

結論 …… 毎年贈与意思を確認し、連年贈与(一括贈与)の認定を回避しています。

東京国税局 事前照会に対する文書回答事例 暦年贈与サポートサービスを利用した場合の相続税法第24条の該当性について

……「定期金給付契約に関する権利」の贈与に該当しないとの説明があります。

結論 …… 認知症になってしまったら贈与は停止です。

#### 認知症になっても贈与できる暦年信託

子や孫に対し、毎年に**110**万円の贈与を続けたいが、認知症になっても実行できるように手配しておきたい。



# 受益者は母山田花子とする。

- ① 信託財産は、まず、受益者の平穏な老後の生活の為に支出し、
- ② それにゆとりがある場合に限り、他の家族の生活費を援助する。
- ③ さらにゆとりがある場合は、受託者の判断に従い、受益者からの贈与とし
- て、直系の孫に対して年額200万円を限度に支出することができる。

結論 …… 認知症になってしまっても実行される信託です。

認知症になっても贈与できる暦年信託

精神障害のある長男に20年間、毎月15万円を支払う信託を設定したい。一括贈与のリスクはないだろうか。



…… 母の生活費を確保することを優先します。

…… 毎年、委託者(母)の贈与意思を確認します。

…… 母が認知症になったら受託者が贈与の必要性を判定します。

結論 …… 20年の支給が100%確定しているわけではありません。